

第26条(反社会的勢力との取引拒絶)

- 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにこれらの役員、従業員等(以下「加盟店等」とい)が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総合指等
 - 社会運動等標榜ゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生者
 - その他前各号に準ずる者
- 加盟店等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 加盟店等が第1項若しくは第2項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づき本サービスを一時的に停止することができるものとします。本サービスを一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、利用できないものとします。
- 加盟店等が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社との本サービスを継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第27条(カード番号等の適切な管理)

- 加盟店は、割賦販売法に定めるカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとし、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取扱いなければならないものとします。
 - 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、クレジット取引セキュリティ対策協議会(以下「クレジットセキュリティ対策協議会」とい)の取りまとめられたクレジットカード・セキュアティガイドライン(以下「ガイドライン」)に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
 - 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様(加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じたガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む)は、以下のいずれかとなります。
 - 本件システムを利用することによるカード番号等の非保持
 - PCI DSSへの準拠
 - 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法及び態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法及び態様の変更を求めるときが、加盟店はこれに応ずるものとします。

第28条(カード番号等の管理の委託)

- カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の基準に従わなければならないものとします。
- 受託者が次に定める義務に従い、カード番号等を適確に取扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
 - 受託者に対して、第27条1項及び2項の義務と同等の義務を負担させること
 - 受託者が第27条1項に定める具体的方法及び態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法及び態様について、第27条4項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
 - 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - 受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第29条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - 加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関して第28条3項及び4号に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

第29条(事故時の対応)

- 加盟店又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとする。
 - 漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること
 - 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む)その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発を防止するために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
 - 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
- 前項往書の場合であって、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときは、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
- 加盟店は、1項往書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとする。
 - 1項1号及び2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - 1項1号及び2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - 1項3号に關し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - 1項4号に關し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - 前各号のほかこれに関連する事項であって当社が求める事項
- 加盟店又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく1項4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。

第30条(クレジットカードの有効性等の確認)

- 加盟店は、信用販売を実施する際には、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならないものとする。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれを行うものとする。
 - 提示されたカード番号等の有効性
 - 当該信用販売が不正利用に該当しないこと
 - 加盟店が前項の確認のために講じた措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、以下のとおりとする。
 - 本件システムによる身分の確認
 - 1項3号に關し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - 本人確認書類の確認
 - カード券面及びカード利用明細の署名の確認
 - その他当社が指定する方法
 - 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法及び態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法及び態様の変更を求めるときが、加盟店はこれに応ずるものとします。

第31条(不正利用等発生時の対応)

- 加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとする。
- 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとする。

第32条(合意管轄)

- 加盟店及び当社は、本規約に基づく紛争を裁判により解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第33条(存続条項)

- 期間満了、中途解約その他の原因の如何にかかわらず本契約が終了した場合といえども、本規約は依然として有効に存続するものとする。

第34条(その他)

- 本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈につき疑義が生じたときは、双方信義に基づき誠実に協議の上これを決定するものとする。

以上
2023年10月改訂

合意書

契約者(以下「甲」)は、グローバルペイメント株式会社(以下「乙」)が提供するクレジットカード決済サービス(以下「本サービス」)加盟申込に際し、乙より加盟店規約(以下「本規約」)を受領し、その内容を理解したものとします。

甲は、乙の審査の結果加盟が認められた場合、本規約を順守し、本サービスを利用するものとします。

甲及び乙は、甲乙間で締結される本規約に基づく加盟店契約に関し、次のとおり合意します。

- 甲は、本サービス利用開始以後も本規約を保管するものとし、本規約が改定される場合、乙は、甲に改定内容を通知し、かかる通知をもって甲は、改定内容を承諾したものとみなします。また、甲は、甲の責任で本規約を管理し、乙に対してその改定内容について異議を申し立てないものとする。
- 本規約記載のクレームの発生率が高く、甲において不正、不相当又は不適切なオペレーションが行われている疑いがあると乙又は乙の提携銀行が判断した場合には、乙の判断に基づき、甲に対する本サービスの提供を中止及び支払留保をすることができるものとします。
- 前項の際、乙は甲に対し、本サービス提供の中止時点までの未精算カード決済金について、チャージバック申立ての有効期間である6か月間(問題が起こる可能性があると判断した場合には6か月以上)、乙の提携銀行側に留保される可能性があるため、上記期間において、未精算カード決済金の全額を支払うことができなくなる場合があることを、甲は事前に確認し、乙の上記支払留保について予め承知することとします。
- 甲は、乙から受けたチャージバック通知、決済返金通知に異議なく従うものとします。また、乙からのこれらの通知方法については、電子メールその他乙が決定した任意の手段によるものとします。上記の場合において支払が留保された未精算決済金についての具体的な支払時期及び支払金額等については、返金の発生率、件数等に応じて、乙の判断により決定するものとします。
- 本規約に基づく加盟店契約の解約・解除後においても、乙は甲に対し、利用料及び返金等の未精算額の支払を免れることはできないものとし、本規約は依然として有効に存続するものとする。

【反社会的勢力排除に関する確認事項】

甲は、本規約第26条(反社会的勢力との取引拒絶)を確認し、乙に対し反社会的勢力でないことを表明、確約するものとします。

甲は、西暦 年 月 日 本合意書及び本規約の内容に異議なく同意します。

(甲) ※所在地につきましては、法人の場合は法人の所在地、個人の場合は店舗所在地をご記入ください。

所在地
法人名・店舗名
氏名



角印・シャチハタ不可
お申込印と同じ印鑑をお願いします

(乙)

東京都港区麻布台二丁目3番22号
一乗寺ビル2階

グローバルペイメント株式会社
代表取締役 小松 芳史